

原議保存期間	30年(平成59年3月31日まで)
有効期間	一種(平成59年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙生企発第76号
平成28年5月2日
警察庁生活安全局長

古物営業法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

本日、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第11号。以下「改正規則」という。）が制定され、施行されたところであるが、その改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において、「法」とは古物営業法（昭和24年法律第108号）を、「規則」とは改正規則による改正後の古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）をいう。

記

第1 改正の趣旨

法第15条第1項においては、古物商が、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、同項各号に掲げる措置のいずれかをとらなければならない旨規定されており、同項第4号においては、「（同項第1号から第3号までに掲げる措置）に準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるもの」が掲げられている。

今回の改正は、経済団体からの規制改革要望を踏まえ、「法第15条第1項第4号の国家公安委員会で定める措置」（規則第15条第3項）として、新たな方法を追加するものである。

第2 改正の概要

古物商が古物の買受け等を行う場合における相手方の真偽の確認方法として、次の方法を追加することとされた。

1 電子タブレット等に相手方の氏名を筆記させる方法（規則第15条第3項第7号関係）

(1) 内容

本方法は、相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢について申出

を受けるとともに、当該相手方に、古物商やその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をさせるものである。

(2) 改正の趣旨

本方法については、法第15条第1項第2号に掲げる措置に準ずるものとして追加されたものであるところ、古物商等の前で自らの氏名を筆記することは、窃盗犯人等にとって相当な抵抗があるものであり、これにより氏名の筆記を躊躇^{ちゆうちよ}する者や記載の仕方に不審点がある者を見分けることができる点で、窃盗その他の犯罪の防止等に効果のある方法であることを踏まえたものである。

(3) 留意事項

「器具を使用して」と規定されていることから、例えば、指を用いて相手方の氏名を記載させる方法は認められないことはもとより、「筆記をさせる」と規定されていることから、いわゆる「スタイラスペン」や「タッチペン」等のペン型の器具を使用して「筆記」に当たる行為をさせることが必要であり、例えば電子マウスを操作してその軌跡を相手方の氏名として表示させる方法や、「キーボード」のキーを操作して氏名を打ち込ませる方法については、認められない。

2 公的個人認証法に基づく署名用電子証明書等を活用する方法（規則第15条第3項第8号関係）

(1) 内容

本方法は、相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けるものである。

(2) 改正の趣旨

本方法は、法第15条第1項第3号に掲げる措置に準ずるものとして追加されたものであるが、公的個人認証法に基づく署名用電子証明書については、その発行を申請しようとする者に対して市町村長（当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長）が厳格な本人確認を行うものであるとともに、同法に基づく電子署名については

高い安全性を有した暗号技術を用いるものであるなど、窃盗その他の犯罪の防止等に効果のある方法であることを踏まえたものである。

(3) 留意事項

古物商が本方法を採る場合には、公的個人認証法第17条第1項の規定に基づき、同項第6号の総務大臣の認定（顧客から通知された電子署名が行われた情報について当該顧客が当該電子署名を行ったことの確認を一定の基準に適合して行うことができるものである旨の認定）を受けた上で、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対して所要の届出を行うこととされている。

しかしながら、古物商が、当該確認の業務の全部を当該認定を受けた一の者に委託する場合であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第28条第1号に掲げる基準に適合する場合には、同規則第29条の特例規定により、当該古物商は「当該認定を受けたものとみな」されるため、必ずしも古物商自身が当該認定を受けなくともよいことに留意する必要がある（公的個人認証法第17条第1項の規定に基づく地方公共団体情報システム機構に対する届出は必要）。

3 公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者が発行する電子署名法に基づく特定認証業務の用に供する電子証明書等を活用する方法（規則第15条第3項第9号関係）

(1) 内容

本方法は、相手方から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第2条第2項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省／法務省／経済産業省令第2号。以下「電子署名法施行規則」という。）第5条第1項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。）並びに電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けるものである。

(2) 改正の趣旨

本方法については、法第15条第1項第3号に掲げる措置に準ずるもの

として追加されたものであり、

- 公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者については、電子署名法第4条第1項等の規定により主務大臣の認定を受けた者（以下「認定認証事業者」という。）と同等の設備基準等を満たしていることが、当該総務大臣の認定の際に確認されていること
- 本方法に用いられる電子証明書については、その発行を申請しようとする者に対して、認定認証事業者に求められるものと同等の厳格な本人確認を行った上で発行することとされていることから、窃盗その他の犯罪の防止等に効果のある方法であることを踏まえたものである。

(3) 留意事項

公的個人認証法第17条第1項第5号の規定は、電子署名法に基づく特定認証業務を行う者（電子署名法第4条第1項等の主務大臣の認定を受けていない者）が、当該特定認証業務の用に供する電子証明書を発行するに際して相手方の真偽の確認を行うために公的個人認証法に基づく署名用電子証明書等を用いることが可能となるよう、設けられたものである。

当該電子署名法に基づく特定認証業務を行う者が、上記「公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者」に当たるかどうかについては、総務省に対して照会を行うなどして確認することとなるため、照会の必要がある都道府県警察にあっては、その照会方法等について、あらかじめ警察庁に確認すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 核物質の防護に関する条約の改正 (七)
- 〔規則〕
- 古物営業法施行規則の一部を改正する規則 (国家公安委一一)
- 〔告示〕
- 核物質の防護に関する条約の改正の効力発生に関する件 (外務一四七)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四号第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (財務一三九)
- 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件 (国土交通七二三)
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔褒賞〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十八年年度土地家屋調査士試験に関する公告 (法務省)

平成二十八年年度医師国家試験予備試験の施行 (厚生労働省)

平成二十八年年度歯科医師国家試験予備試験の施行 (同)

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人住宅金融支援機構、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇核物質の防護に関する条約の改正(条約第七号)(外務省)

この改正は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止すること等を目的として核物質の防護に関する条約(以下「現行条約」という。)を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

- 1 現行条約の題名を核物質及び原子力施設の防護に関する条約(以下「条約」という。)に改める。(題名関係)
- 2 「原子力施設」及び「妨害行為」の定義を追加する。(第一条関係)
- 3 条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止すること等であることを規定する。(第一条のA関係)
- 4 条約は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設について適用する旨の規定に加え、条約は、軍事的目的のために使用され、又は保有される核物質及び当該核物質を保有する原子力施設については適用しない旨の規定等を追加する。(第二条関係)
- 5 締約国に対し、核物質を不法な取得から防護すること、核物質及び原子力施設を妨害行為から防護すること等を目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立すること等を義務付ける。当該義務を履行するに当たり、締約国が合理的かつ実行可能である限りにおいて適用すべき核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を定める。(第二条のA関係)
- 6 核物質の防護及び回収のための協力に加え、核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合又は当該妨害行為が行われた場合における協力に関する規定等を追加する。(第五条関係)
- 7 国際機関に対して情報を秘密のものとして提供する場合に加え、条約の非締約国に対して情報を秘密のものとして提供する場合においても、情報の秘密性の保護のための措置をとること等を締約国に対して義務付ける。(第六条関係)
- 8 核物質の窃取等に加え、法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動、原子力施設に対して行われる不法な行為等を締約国が自国の国内法により処罰すべき犯罪として追加する。(第七条関係)
- 9 条約第七条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪等とみなしてはならないこと等を規定する。(第一条のA及びB関係)
- 10 条約のいかなる規定も、核物質及び原子力施設の防護を強化するために行われる平和的目的のための原子力技術の移転に影響を及ぼすものではないことを規定する。(第一条のA関係)
- 11 刑事訴訟手続に関する情報の提供に関し、原子力施設に関して犯罪が行われた場合に関する規定を追加する。(第一条三関係)
- 12 寄託者は、この改正の効力発生の五年後に条約の規定の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集することを規定する。(第一六条関係)

13. Article 16 of the Convention is replaced by the following text:

1. A conference of States Parties shall be convened by the depositary five years after the entry into force of the Amendment adopted on 8 July 2005 to review the implementation of this Convention and its adequacy as concerns the preamble, the whole of the operative part and the annexes in the light of the then prevailing situation.

2. At intervals of not less than five years thereafter, the majority of States Parties may obtain, by submitting a proposal to this effect to the depositary, the convening of further conferences with the same objective.

14. Footnote ^b of Annex II of the Convention is replaced by the following text:

^b Material not irradiated in a reactor or material irradiated in a reactor but with a radiation level equal to or less than 1 gray/hour (100 rads/hour) at one metre unshielded.

15. Footnote ^e of Annex II of the Convention is replaced by the following text:

^e Other fuel which by virtue of its original fissile material content is classified as Category I and II before irradiation may be reduced one category level while the radiation level from the fuel exceeds 1 gray/hour (100 rads/hour) at one metre unshielded.

規 則

○ 国家公安委員会規則第十一号

古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第十五条第一項第四号及び第二十一条の五第一項の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(確認の方法等)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（次項第七号及び第四項にお</p>	<p>(確認の方法等)</p> <p>第十五条 [同上]</p> <p>2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代理人等」</p>

いて「代理人等」という。この面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならぬ。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項の規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようたしななければならない。

3 法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

〔一〕六 略

七 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該古物商又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をせよとする。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第一項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようたしななければならない。

八 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

九 相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用

という。この面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならぬ。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようたしななければならない。

3 [同上]

〔一〕六 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

に供する電子証明書(当該相手方に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年法律第二号)第五條第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る)並びに電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。

十 [略]

4 [略]

第十九条の二 法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子情報回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 [略]

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第十九条の六 法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一 古物の売却をしようとする者からあつせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者をいう)が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることと

七 [同上]

4 [同上]

第十九条の二 法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子情報回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 [略]

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第十九条の六 法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一 古物の売却をしようとする者からあつせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第二条に規定する金融機関等をいう)が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることと

の他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすること防止するためのものを講ずること。

二九 略

二九 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○外務省告示第四百十七号

日本国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を平成二十六年六月二十七日に国際原子力機関事務局長に寄託していたところ、同改正は、同条約第二十条2の規定に従い、平成二十八年五月八日に効力を生ずる。

同改正の締約国は、平成二十八年四月八日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、バレーン王国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、カメルーン共和国、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、ドミニカ共和国、エストニア共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、インド、インドネシア共和国、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、ハシエミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、大韓民国、クウェート国、ラトビア共和国、レソト王国、リビア、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルグ大公国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モリタニア、イスラム共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モンテネグロ、モロッコ王国、ナウル共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラガ共和国、ニジエール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パキスタン、イスラム共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、カタール国、ルーマニア、ロシア連邦、セントルシア、サンマリノ共和国、サウジアラビア王国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、タジキスタン共和国、チュニジア共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、イ東方共和国、ウズベキスタン共和国、ベトナム社会主義共和国、欧州原子力共同体

平成二十八年五月二日

外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○財務省告示第三百三十九号

個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年五月二日

財務大臣臨時代理 國務大臣 山本 早苗